

宮 本 顕 治

日本革命の展望

日本共産党中央委員会出版部 ● 発行

日本革命の展望

宮本顕治

日本共産党中央委員会出版部 ● 発行

■
綱領問題報告論文集

書 名	日本革命の展望
発行年月日	1961年12月3日 第1版第1刷発行 1964年8月5日 第9版
定 価	三百六十円
著 者	宮 本 顕 治
発行者	日本共産党中央委員会出版部
印刷者	光陽印刷株式会社
製本者	飯塚製本所
発売所	東京都渋谷区千駄谷4の26 振替東京194897番・電話(408)2186 日本共産党中央委員会機関紙経営局

落丁乱丁はお取り替えいたします。

刊行にあたって

日本共産党の第八回大会は、党の歴史のうえでも、日本人民の解放闘争の歴史のうえでも、画期的な意義をもつできごとでした。大会は、第七回大会から委託された党綱領を全員一致で決定しました。

新しい綱領は、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に反対して、独立・民主・平和・中立・生活向上の日本をうちたてる道をあきらかにし、この道をつうじて、かがやかしい社会主義日本をつくる展望をしめしたものであり、わが党と民族と人民のゆく手をてらす導きの星です。

この本には、第七回大会に提出される「党章(草案)」が全党の討議に附されていたときから、その綱領部分をうけついで綱領(草案)が第八回大会で採択されるまでの時期に、党中央を代表して宮本顕治同志が、綱領問題について、党大会やその他の党会議でおこなった報告を主としておさめています。さらに宮本同志が党中央の見地から修正主義とたたかうために機関誌に発表した論文をも加えています。

この時期は、日本人民の闘争にとつても、国際共産主義運動にとつても、かがやかしい時期でした。日本人民は、安保闘争をはじめとする歴史的闘争によって、アメリカ帝国主義と日本独占資本の支配に重大な打撃をあたえ、かれらの支配の基礎に大きな不安をあたえました。この偉大なたたかいのなかで、わが党の基本路線とそれにもとづく指導の正しさがみごとに証明されました。

この時期に、国際共産主義運動の知恵と経験を集集した、二つの歴史的会議——一九五七年と一九六〇年のモスクワ会議——がひらかれました。この二つの会議が発表した、世界共産主義者の綱領的文書によって、わが党綱領の内容と展望とは、理論的にいっそうゆたかになり、かつ、その正確さがためされました。

第七回大会まえからわが党内に分派をつくり、日本革命の正しい路線を修正主義的にゆがめようとした春日庄次郎一派の反党分子は、第八回大会の準備のためのたたかいのなかで、イデオロギー的破産を宣告されました。かれらは、党員の圧倒的多数が党中央と綱領のしめす路線を支持していることがあきらかになるや、ついに党外に脱走し、反革命分子に転落してゆきました。党綱領（草案）は、かれらの修正主義とのたたかいのなかで、いっそうみがきかけられました。本書におさめられた宮本同志の労作は、わが党の綱領をかちとるためのたたかいの記録であり、党にとつての歴史的文書です。それは、党綱領を正確に理解し、綱領上の諸問題を正しく解決するための鍵となり、また、修正主義を克服するための決定的な武器となるでしょう。

わが党は、いま、第八回大会の歴史的な成果を出発点として、強大な民族民主統一戦線の結成と、数十万の大衆的前衛党の建設をめざして前進をはじめています。

このような時期に、この本が刊行されることはきわめて大きな意義があると考えます。

われわれは、この本が、わが党員はもちろんのこと、自由と幸福をのぞみ、そのためにたたかう多くの人びとに読まれ、活用されることを心から願ってやみません。

一九六一年十一月三十日

日本共産党中央委員会宣伝教育文化部

目次

刊行にあたって

一

中央委員会の綱領（草案）についての報告……………一

綱領草案討議にかんする中央委員会の結語……………八五

綱領（草案）について……………九五

——一九六一年五月六日全国都道府県委員長会議での報告要旨——

二

綱領問題についての中央委員会の報告……………一三五

報告（一）……………一三七

報告（二）……………一三四

綱領討議の問題点について……………三九

——一九五七年十二月二十一・二十二日全国書記会議での報告——

アメリカ帝国主義の侵略性にたいする過小評価はどこへみちびくか……………三六五

——綱領討論の若干の問題点について——

中央委員會の綱領（草案）についての報告

一九六一年七月二十五～六日

綱領草案の発表は大きな反響をよびおこした。圧倒的多数の党組織と党員は、第七回党大会の党の基本的見地の正しさをみとめたうえで、このような綱領草案が発表されたことを支持している。多くの同志たちは、この草案の路線によって日本革命の展望が明確にされたことを支持するとともに、多くの新入党員もふくめて安保闘争の実践、党拡大の成果にたらずして、党の政治路線、その理論化としての草案を心から支持できると表明している。

また、安保共闘とともにたたかっていた民主的な人びとのあいだでも二つの敵との不屈の闘争の旗をかがけているわが党の革命路線にたいする共感が表明されている。

また、兄弟党の機関紙、たとえばソ連邦共産党の『プラウダ』には、この草案の要旨が紹介された。これは、第七回党大会後、政治報告と綱領草案およびこれについての報告が、ソ連、中国などの兄弟党でただちに紹介されたこととあいまって、マルクス・レーニン主義にもとづく国際連帯のなかでわが党大会の成功が期待されていることをものがたっている。

さる七月十五日、三十九周年をむかえたわが日本共産党の歴史のなかで、この大会はきわめて重要な意義をもっている。日本の革命的労働者階級はすでに三十九年前、マルクス・レーニン主義の旗をかがげ、わが党を通じて非常な困難のなかで弾圧とテロに屈せず、労働者階級と人民を

解放する展望を探究し、さまざまな波乱を経ながらも、日本においてもっとも科学的で革命的な綱領をつくりあげた。

戦後のわが党は、さまざまな弾圧、困難、波乱に遭遇したが、第七回党大会において二つの敵——アメリカ帝国主義と日本独占資本とたたかうという日本の現状に適した基本的な政治路線をつくりあげた。そして、日本の歴史において未曾有であるだけでなく、世界の平和と独立の闘争の最前線の一翼をになうたたたかいとなった偉大な安保闘争において積極的な先進的な役割を果たすことができた。

そのなかで、わが党は党員の倍加達成という画期的な事業にも成功した。この大会に提案されている綱領草案は、わが党の過去の革命的綱領のすぐれた遺産を正しくうけついで発展させているとともに、この三年間の労働者階級と人民、わが党の実践の成果を反映するものである。それゆえに、わが党第八回党大会の成果は内外の味方と敵の大きな注目をあびているのである。

政府や弾圧機関は反動的な中傷的な見解を流布している。ブルジョア・ジャーナリズムは、わが党の政治報告と綱領草案にたいする反共的な右翼社会民主主義からの攻撃をはげましている。

春日および一連の反党的な分派主義者は、第七回党大会の決定と責任を裏切り、大会の直前においてかく乱活動を開始したが、これは理論上の修正主義者が、党の組織原則についての修正主義者であり、結局わが党の光榮ある革命的な戦闘的な伝統を小ブルジョア的な個人主義の本質によって裏切ったものである。わが党はすでにかれらにたいして、革命的なプロレタリア党にふさわしい断固とした処置をとった。

いっさいの反動とその手先のどのような策動もわが党大会の歴史的な成功をうちやぶることはできない。われわれは、この大会において全党の知恵と経験を集結し、全代議員の努力によって大会の成功をかちとめることはうたがない。大会は、日本の労働者階級と人民の闘争の進路にたいして、大きな灯台をうちたてることであろう。それは、アメリカ帝国主義と日本独占資本を中心とする反動勢力にたいする、日本の労働者階級のもっとも断固とした勝利的な闘争の旗であり、マルクス・レーニン主義党の原則への恥知らずな挑戦とかく乱をおこなっている、ひとにぎりの裏切り分子にたいする全党員の断固とした回答である。

二

(1)

順序として、この草案を提出するにいたった経過について若干のべたい。

この綱領草案を可決した十六中総の決定はつぎのようにのべている。

「日本共産党第七回党大会は、『党章草案政治綱領部分』を新中央委員会の指導のもとにひきつづき討議すべき草案として確認した。第七回党大会後の第二回中央委員会総会によって決定された綱領問題小委員会は、大会から委託された原案を中心に、二十九回にわたってこの綱領問題

を討議した。また第十回中央委員会総会（一九六〇年四月五日から九日まで）、および第十六回中央委員会総会（一九六一年三月一日から同十三日まで、および三月二十五日から同二十八日まで）は、綱領問題小委員会の報告にもとづいて綱領問題を討議した。第十六回中央委員会総会は、『党章草案政治綱領部分』の基本的正しさを確認する。そして、その後の情勢の発展などにおいて、草案を基礎として必要な補足をおこない、またその叙述を充実したこの草案を、第八回党大会に提起する草案として決定する。」

第七回党大会に提出された党中央委員会の「党章（草案）」は、「綱領」の部分と「規約」の部分からなっていた。第七回党大会では、この党章草案を審議したが、とくに革命の性格などで最終的な決定に達するにいたらず、つぎの決定がおこなわれた。

「1、党章草案のなかにある行動綱領の基本にかんする部分を当面の行動綱領として採択すること。

2、党章草案の綱領の部分の(一)(四)(五)(六)を規約の前文として採択し、この前文と規約本文とあわせて、日本共産党規約とすること。

3、党章草案の綱領部分は全体として、この大会では最終的決定をおこなわず、今後新中央委員会の指導の下にひきつづき討議すべき草案として承認すること。同時にいわゆる五一年綱領はこれを廃止すること。

4、綱領部分の最終決定は、今後適当な機会におこなうこと。」

第七回党大会でえらばれた中央委員会は、一九五八年八月十八日～二十日の第二回中央委員会

総会で、十五名からなる綱領問題小委員会をもうけ、この小委員会は大会の草案を中心に二十九回にわたって討議をつづけてきた。また中央委員会総会としては、第十回中央委員会総会（一九六〇年四月五日から九日まで）と第十六回中央委員会総会（一九六一年三月一日から同十三日まで、および三月二十五日から同二十八日まで）において、計二十二日にわたる討議をおこない、この「綱領草案」と、さきにあげた十六中総の「決定」を採択した。

これらの小委員会と中央委員会総会の経過の概要は、すでに六月二十七日付アカハタ特別号外において発表してきた。二十九回におよんだ小委員会と二十二日間の中央委員会総会を合わせれば、五十回以上におよび、これらの会議の全ぼうはつたえがたいとしても、その基本的内容はあきらかにされている。

小委員会や中央委員会総会においては、一部の原則的な反対をのぞいて、圧倒的な多数の同志が第七回党大会の草案の基本的見地を支持した。

(2)

つぎに、以上の経過を経てつくられた綱領草案には、第七回党大会できまった草案とくらべて、どのような必要な補足または叙述の充実がおこなわれているかを、草案の叙述にしたがって説明する。字句の訂正、ごく部分的な補足はかなりあるが、説明はおもな点にとどめる。なお、補足、叙述の充実は、三年間の情勢の発展などにおうじておこなわれたものであるから、草案の基本的見地、全体の構成には変更はくわえられていない。

(1) 現行憲法の問題について新しい叙述が加えられている。

現行憲法の改悪反対、憲法に保障された平和的民主的条項の完全実施は、わが党が一貫してたかかってきた要求であり、今後もたたかっていく課題である。草案が現行憲法について新しい叙述をくわえたのは、戦後の民主革命のざ折という問題と、現行憲法の関連を戦後の政治過程のなかで位置づけ、われわれがどういう意味で現行憲法を擁護し、同時に、どういう点では手をしばられるものではないということをあきらかにするためである。

社会党などは、現行憲法を手ばなしに評価し、それをまもり完全に実施していけば、なしくずし的に社会主義にいけるといふような主張をしており、また、こうした方向にしたがって、安保共闘の再開の場合にも憲法擁護（護憲）が共闘の中心目標だといって、安保反対ないし破棄を目標からはずそうとする動きがあつた。このような点からも、現行憲法の正しい評価は実践的にも重要な問題である。

(2) アメリカ帝国主義の対日支配の内容、日本独占資本主義の分析、日本独占資本の役割について、叙述が充実され、いっそうくわしく書かれており、最近の情勢の発展なども考慮し、二つの敵、両者の関係をより明りように位置づけている。そして、サンフランシスコ体制について、明確な定義をあたえている。

サンフランシスコ体制の内容については、綱領討議のなかで種々の論議があつたところであるが、その点からもそれを明確に規定しておくことが必要であつた。すなわち、アメリカ帝国主義が日本をその世界戦略のアジアにおける拠点にする立場から、このような反ソ、反中国、反共の

「講和」体制をつくったという国際的な側面をもっており、同時に、日本がそのような体制に組み入れられることによって、沖縄、小笠原をうばわれ、数多くの軍事基地がおかれているように、従属的な同盟、戦争準備と日本民族抑圧、収奪維持の体制であることをあきらかにしている。収奪維持の体制というのは、この体制によって、二つの敵にたいする日本人民の闘争をおさえ、アメリカ資本の対日投資、その他による搾取と収奪をささえ、同時に目したの同盟者である日本独占資本の搾取、収奪をさえているということである。

なお、「体制」という用語は「ベルサイユ体制」など、国際共産主義運動の文献のなかで、かつて数多く使われているが、単に条約的法制的なものでなく、国際的に国内的に実体的な内容をもち、そうした実体的内容の法制化という点でサンフランシスコ体制というものを明確に定義づけたわけである。

(3) 新安保条約の問題は、第七回党大会後三年間のもっとも重大な政治的事件であり、これについての叙述が当然新しくくわえられている。新安保条約の性格、その政治的、経済的背景については、第七回党大会後の中央委員会の決議、決定においてくりかえしあきらかにされており、また本大会の政治報告においてあきらかにされているので、ここではくりかえさないが、草案では、それらを簡潔にしめしている。

(4) 国際情勢にかんする部分は、第七回党大会の草案にくらべて非常にくわしく書かれている。基本的な立場はかわっていないが、モスクワ声明にしめされている国際共産主義運動の新しい到達点を、ここにふさわしい形でまとめて叙述し、さらに現在の国際情勢の発展のもとでの、

アジアにおける日本の位置、そのなかでの日本の党と労働者階級の責務についてのべている。

(5) 当面する行動綱領の基本的部分では、三年間の闘争の経験から当然必要な補足がおこなわれている。

まず、この冒頭に、「党は安保条約をはじめいっさいの売国的条約・協定の破棄、沖縄・小笠原の日本への返還、全アメリカ軍の撤退と軍事基地の一扫のためにたたかう……」という項目がかかげられている。三年間の日本人民の闘争そのものがしめすように、また現在も安保反対を中心目標とする中央、地方の共闘組織がひきつづき発展していることがしめすように、安保条約の破棄の要求は、日本人民のおかれている現状、米日支配層と日本人民の深刻な矛盾からうまれてくる切実な要求であり、日本人民の当面の政治的な中心課題である。このような意味で、行動綱領の基本の第一の項目にこれがかかげられているわけである。

また、まえの草案では、一つの項目になっていた、知識人、婦人、青年、学生についての項目もそれぞれ独立して、よりくわしくしめされているなど、全体にわたって、補足がおこなわれている。

経済政策については、石油そのほかアメリカ資本がにぎっている重要企業にたいする要求を明確にすると同時に、「独占資本にたいする人民的統制をつうじて、独占資本の金融機関と重要産業の独占企業の国有化への移行をめざす」という人民権力を確立する前後の過渡的な要求だけでなく、「必要と条件におうじて、一定の独占企業の国有化とその民主的管理を提起してたたかう」という課題を新しく提起した。

（6）統一戦線を結集していくうえでの、党の基本的政治的態度をあきらかにするために、新しい叙述がくわえられた。

三年間のたたかひをつうじて、わが党がかかげている統一戦線結集の方向は、安保共闘という形で、加盟団体構成員数、数百万を結集する事実上の統一戦線として発展している。もちろんこれは、まだ党のめざす民族民主統一戦線にはなっていないが、このように一定の統一戦線がすでに形成されている現実のなかで、単なる統一戦線のよびかけにとどまらず、この統一戦線を前進させ、民族民主統一戦線の方向に発展させる努力が必要である。そのさい、わが党の基本的な政治的態度をあきらかにすることはきわめて重要な意義がある。したがって、草案のなかでは、勤労人民の団結の大きなよびかけと同時に、政治報告でも強調されている、統一戦線とその正しい発展をさまたげる傾向とたたかわなければならぬことを強調しているのである。

（7）政府スローガンについて、この三年間われわれは非常に多くの経験をつみ、また実際の政策のうえでも前進させてきた。その一つは、民主的選挙管理内閣の提唱であり、ほかは安保反対の民主連合政府のスローガンである。これらについては政治報告でくわしくのべられているので、ここではくりかえさないが、草案では、これらの経験のうえにたち、政府の問題を綱領のうえで明確に位置づけている。

社会党が現在とっている路線からみても、いまだちに反帝反独占の明確な目標のもとでの統一戦線をつくることは困難である。しかし、安保共闘の現実がしめすように、安保条約に反対する、あるいは平和と民主主義をまもるという範囲では、その内容にまだいろいろの不一致はあつ